

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則 の一部改正	令和7年9月10日 警 務 課
1 改正理由 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。 2 改正規則 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。） 3 改正内容 本県警察職員に支給される災害応急作業等手当について ① 条例で規定した「大規模な災害として公安委員会が人事委員会と協議して定める災害に係る作業」について規定 ② 前記①の作業に従事した場合の手当の額を1,080円と規定とするもの。 4 施行期日 公布日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 5 経過措置 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。		